

## 2019年度 東京弁護士会 夏期合同研究

# 2019年度 夏期合同研究

7月11日、弁護士会館において、2019年度夏期合同研究が開催された。  
18の分科会と全体討議が開催され、  
分科会はのべ711名、全体討議はのべ228名が参加した。

### 〈分科会〉

- 第1 医療における成年後見人の役割
- 第2 AI開発契約
- 第3 Online Dispute Resolution (ODR) の最前線
- 第4 司法制度改革と法曹養成制度改革関連法案
- 第5 情報公開制度の活用法～公開請求、不服申立てのポイント
- 第6 国際法務の最前線  
～インハウスカウンセラーとガイベンの視点から国際的な案件への対応を考える
- 第7 企業間ADRの可能性
- 第8 インターネットを使用した業務妨害の動向・態様と被害を防ぐための対策
- 第9 キャッシュレス決済のしくみと法規制
- 第10 ネットニュース社会における地方紙の存在意義  
～神奈川新聞記者がYahoo! ニューストピックス編集部での仕事でみたこと～
- 第11 人と動物の共生する社会について考える
- 第12 弁護士から見た裁判員制度の振り返りと展望～制度施行10年を迎えて
- 第13 所有者不明土地問題を解決するために～変わる！民法・不動産登記法改正のゆくえ
- 第14 新しい弁護士保険制度の展開
- 第15 裁判官の人事評価・ちょっと覗いてみませんか！
- 第16 「特定技能」による受入れの現状と弁護士実務
- 第17 「自衛権の限界」～自衛隊の現状と個別的自衛権、専守防衛の関係
- 第18 保釈の問題点と今後の動向

### 〈全体討議〉

裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座～Teams・電子証拠など～

## 第1分科会

### 医療における成年後見人の役割

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 内藤 幸徳 (69期)



「成年後見人には医療同意権はない」。このような言葉が一人歩きし、成年後見人が医療の場面において果たす役割について十分に議論されていない状況であったように思う。

本分科会は、成年後見人の身上監護の領域、とりわけ、医療現場で果たすべき役割を正面から議論する大変貴重な機会であった。

第1部では、小杉健太郎委員から厚労省が発表した「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に関する説明があった。

第2部では中央大学の小賀野晶一教授から医療行為と意思決定支援等につき、近年の成年後見制度改革等、複数の視点から講演がなされた。

第3部では仮想事例を用い、小賀野教授の他、吉野智委員、坂井崇徳委員、山澤恭子委員から実務として行うべきこと、気を付けること等のディスカッションがなされた。

とりわけ専門職後見人が身上監護の場面で果たすべき役割について大局的な視座を手に入れることができた。

## 第2分科会

### AI 開発契約

弁護士活動領域拡大推進本部委員 田伏 いづみ (67期)



第2分科会では、AI 開発契約を巡る紛争を題材として取り上げ、人工知能(AI)部会の後藤大部会長が司会兼モデレーターを務め、模擬裁判及びパネルディスカッションを行った。

まず、AI 開発契約という従来のシステム開発とは異なる利害関係がある契約であるにもかかわらず、従来のシステム開発の契約書を利用して契約を締結したという事案を想定して、裁判官役に元札幌高等裁判所長官の大橋寛明会員、原告代理人役に森田岳人会員及び落合孝文弁護士(第二東京弁護士会)、被告代理人役に松村将生弁護士(第二東京弁護士会)(事前協力に渡邊道生穂会員)を迎え、模擬裁判を行った。

その後、模擬裁判の争点整理や和解における各当事者の

主張から、どのようなことがリスク事項になるのか、訴訟においてどのような点を注意する必要があるのか等を踏まえてパネルディスカッションを行い、AI 開発契約における留意点を検討した。

発注者から提供される生データ、生データから受注者のノウハウを活かして生成する学習用データセット、さらに学習済みモデルを生成する学習プログラムやハイパーパラメーター、成果物である学習済みモデル等の帰属について、従来のシステム開発の契約書では紛争リスクが高いこと、裁判所に対して上記の概念をわかりやすく伝える必要性、秘密保持契約締結上の留意点が共有された。

## 第3分科会

### Online Dispute Resolution (ODR) の最前線

民事司法改革実現本部副本部長 早川 吉尚



本分科会では、ADRでのITやAIの活用、すなわち、Online Dispute Resolution (ODR) の最新状況につき、筆者(国連国際商取引委員会ODR部会日本政府代表、APEC日本政府代表(ODR Collaborative Framework担当)、渡邊真由氏(前・一橋大学特任助教)、三澤透氏(ミドルマン株式会社代表取締役)の三人の専門家による報告が、ODRの実際のデモンストレーションとともに行われ、その後、参加者との質疑応答がなされた。

報告では、ADRにおけるITの活用の世界的な拡大が、

少額紛争(国際紛争も含む)と離婚紛争に焦点を絞って紹介され(例えば、ある米国のODRサービスは全米の全裁判所の訴訟件数を超える年間6000万件のケースを処理している)、また、国連・EU・APECでのODRの国際連携のための基盤整備の取組みの紹介もなされた。さらに、AIの活用の拡大(紛争解決分野に限らない)とそれが将来の弁護士業務に対して与える深刻な影響について報告がなされ、特に最後の点は、参加者の興味関心を引き、多くの質問が集まった。

## 第4分科会

### 司法制度改革と法曹養成制度改革関連法案

司法改革総合センター事務局次長 市原 麻衣 (65期)



2019年6月19日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が可決されたことを受け、当委員会では、本改正が今後の法曹教育に与える影響につき、バズセッション方式で出席者と議論を行った。

冒頭、上記改正法の概要につき、三澤英嗣副委員長より報告を行い、早稲田大学大学院の須網隆夫教授より教育現場に携わる立場から改正法成立に至るまでの経緯を含めコメントをいただいた。そのうえで、①司法試験を行う

時期、②法科大学院カリキュラムへの影響、③試験内容の適否、④未修者への手当、及び⑤予備試験への影響という相互に関連する5つのトピックを立て、出席者同士5名前後のグループに分かれて議論した結果を発表いただいた。会場では、非常に活発な意見交換が行われ、出席者の関心の高さが窺われた。当会として法曹教育にどのように関わっていくべきかを含め、今後の委員会での議論の土台としたい。

## 第5分科会

### 情報公開制度の活用法 ～公開請求、不服申立てのポイント

行政法研究部事務局長 伊藤 祥治 (66期)



行政法研究部分科会においては、「情報公開制度の活用法～公開請求、不服申立てのポイント」と題し、情報公開請求の注意点、諸制度の使い分け、実際の活用例等について発表を行った。

まず、情報公開審査会委員を務め、自身でも積極的に情報公開請求に取り組んでいる森田明弁護士（神奈川県弁護士会）から、代理人として情報公開請求をする際のポイントを争点ごとに整理してお話しいただいた。また、小林展大弁護士（神奈川県弁護士会）より、審査請求を行

った直近の事案についてお話しいただいた。最後に、片木淳部員が、国民の知る権利の観点から、選挙公報について、情報公開の活用例の解説を行った。

情報公開については、社会的意義の高さの反面、我々弁護士がまだ十分に活用しきれていないとは言い難く、積極的に情報公開に取り組んでいる弁護士の視点、発想を学ぶことは非常に有意義であった。

## 第6分科会

### 国際法務の最前線 ～インハウスカウンセラーとガイベンの視点から国際的な案件への対応を考える

国際委員会副委員長 光野 真純 (66期)



インハウスカウンセラー（組織内弁護士）が増加し、国際委員会も組織内弁護士の比率が約3割に上る。組織内弁護士である委員からは、秘密保持契約書を含む契約書の作成、海外腐敗行為防止法の遵守や新法への対応、子会社及び関連会社の管理並びに外部弁護士への報酬に関する報告がなされた。ドイツを本国とする外国法事務弁護士である委員からは、法務デューデリジェンス受任時の注意点や運用、ドイツ案件受任時の取扱いに関する報告がなされた。元組織内弁護士でもあり現外部弁護士である委員長から

は、参加者に対し例題方式で組織内弁護士の取るべき対応について検討を求められた。参加者である外部弁護士からは、組織内弁護士へアドバイスする際に留意する点が指摘されたり、組織内弁護士が外部弁護士へ求めるものについて質疑がされる等活発な議論がなされた。委員会外からの参加者も多く、組織内弁護士への関心の高さがうかがわれ、また各々の立場から意見が交わされたことから視点の広がる研究会であった。

## 第7分科会

## 企業間 ADR の可能性

紛争解決センター運営委員会委員 高橋 克己 (62 期)

当委員会では、弁当の製造販売業者とシステム開発会社との間の「AIによる弁当需要予想及び製造支援システム開発契約」の内容（システム開発時期、開発代金）についての紛争という架空の事例につき、模擬あっせんの実演に取り組んだ。

初回期日は、対席方式により、双方が主張する事実関係の確認から争点整理、更に各反論、あっせん人の感想提示まで進み、スピード感に溢れつつもソフトな審理がなされた。

当事者主張の争点に留まらず、システム開発後の改善・保

守や他事業者への展開といった将来像に関わる事項についても、あっせん人から問題提起し、それらも含めて解決を図るという広い視野からのあっせん手法は特筆すべきものであった。

第2回期日は、別席の機会も設けあっせん人による説得を試みつつも、期日後の当事者間協議を促し、次回期日は合意書面作成のために設けると宣言するというビジネス紛争の新しい解決モデル（解決の柔軟性の一例）を示すものであった。

当委員会は、ビジネス紛争の解決手段としての弁護士会ADRの可能性は多いにあると提言したい。



## 第8分科会

## インターネットを使用した業務妨害の動向・態様と被害を防ぐための対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60 期)

当委員会では、昨今のインターネットを通じた弁護士業務妨害の急増という事態を重く見て、昨年に引き続き、当委員会委員の齋藤悠貴会員 (67 期) 及び北條孝佳会員 (68 期) より、それぞれ発表を行った。

齋藤会員からは、当委員会において深く議論してきたインターネットを通じた誹謗中傷等の業務妨害への対策について、議論の成果を会員へ周知し、業務妨害の未然の防止と対策の共有を行うことを目的として、インターネットという分野特有の問題点や事件の受任、処理及び炎上対応の際の注意点等を横断的に説明した。

北條会員からは、弁護士がサイバー攻撃のターゲットになる理由、匿名化通信技術の悪用による攻撃者有利の現状、単位弁護士会のウェブサイト改ざん事件、SMS（ショートメッセージサービス）による弁護士名を騙った事案の対策困難性等、幅広い事例を取り上げ、事前対策と事後対応の必要性について説明した。

その後の質疑応答も活発に行われ、インターネットというテーマへの会員間の関心の高さを改めて認識することとなった。当委員会としては、今後も積極的に本テーマに関する情報を発信していきたいと考えている。



## 第9分科会

## キャッシュレス決済のしくみと法規制

消費者問題特別委員会委員 高木 篤夫 (54 期)

第9分科会では、キャッシュレス決済の手段が多様化している中で、現実にはどのような決済方法があるか、仕組みと法規制についての基本的知識を備えることを目的として開催した。最初に、クレジットカード、電子マネー、コード決済（QRコード・バーコード）等の実情について消費者決済研究所の長谷川恭男氏が実際のキャッシュレス決済の紹介と近時の決済サービスの実態・動きについて実務的な解説を行った。次に、工藤寛泰委員から「『国際カード』（クレジットカード／ブランドデビット）を利用した決済」、

最後に、山本瑞貴委員から「資金決済法等から整理する決済手段」と題して、各決済手段の基礎的知識と各決済手段の法規制の状況の解説を行った。

キャッシュレス決済は急激に進展しており、法的問題としても十分な規制がなされているものとはいえない。今回は時間的な制約から基礎的な理解を紹介するにとどめたが、より深い理解と研究が望まれるところである。



## 第10分科会

### ネットニュース社会における地方紙の存在意義 ～神奈川新聞記者がYahoo!ニューストピックス編集部での 仕事でみたこと～

人権擁護委員会副委員長 大西 啓文 (60 期)



マスメディアとインターネットメディアとの関係について考えたい。当委員会報道と人権部会ではこのような問題意識の下、神奈川新聞社報道部川島秀宜記者の話を伺った。

川島記者は2017年4月から1年間、Yahoo!ニューストピックス編集部に出向した。「レガシーメディア」と言われ閉塞感に覆われる地方紙の記者として10年目。気分転換が出向の動機だったという。

1日5000本配信される記事の中からトピックスを選出し

13文字の見出しを作成して配信されるまでの過程、常に読者を意識し見せ方を探求する姿勢、瞬時に数字に現れる読者の反響、ソーシャルメディアならではのダイナミズムを目の当たりにする日々は、同時に、「取材力」こそ生命線」という地方紙の存在意義を再認識する機会でもあったという。

川島記者から語られた変容するニュースの流過程の実態。メディアと人権について考える当部会にとって大変示唆に富む内容だった。

## 第11分科会

### 人と動物の共生する社会について考える

公害・環境特別委員会委員 西岡 治紀 (70 期)



当分科会では、「人と動物の共生する社会」について議論を深めるため、時事通信社記者の森映子氏とよこはま動物園ズーラシア園長の村田浩一氏にご講演いただいた後、当委員会の島昭宏委員を交えたパネルディスカッションが行われた。

森氏の講演では、日本の動物実験をめぐる実態についてご紹介を受けた後、動物実験の法規制が不十分であるといった問題点について説明いただいた。

村田氏の講演では、動物園が種の保存や動物福祉という

新たな役割を担っていることや、「One Welfare」という新たな概念について説明いただいた。

パネルディスカッションでは、「人と動物の共生する社会」とはどのような社会であるべきか、またその実現に向けてどうすべきかといった点について議論がなされた。

今年、動物愛護法の改正が行われたが、海外と比較しても依然として法整備が遅れている。まずは国民が高い関心を持ち、活発に議論を行うことが重要であると考えられる。

## 第12分科会

### 弁護士から見た裁判員制度の振り返りと展望 ～制度施行10年を迎えて

(刑事弁護委員会・裁判員制度センター 共催)

刑事弁護委員会副委員長・裁判員制度センター委員 小川 弘義 (65 期)



裁判員裁判制度が施行され、10年が経過した。刑事裁判は大きく変わり、多くの課題が出てきている。

第12分科会では、山本彰宏委員長、藤原大吾委員、布川佳正委員、赤木竜太郎委員にパネルディスカッションに参加して頂いた。

捜査弁護や証拠開示の変化、争点整理手続の長期化・保釈等の問題点、法廷弁護技術・弁護士会の研修・司法研修所での教育等、幅広い議論を行った。

10年間で弁護活動は大きく変化し、その水準も一定に

保たれているように思う。他方、裁判所・検察庁は組織として経験や課題が蓄積されている一方、弁護士は個々人の意識・活動に左右されてしまっているという指摘もあった。

裁判員裁判による刑事裁判の変化は、当事者主義が徹底できる契機となった半面、弁護士に求められる水準も高くなったといえるのかもしれない。

個々の課題に取り組むことはもちろん、弁護士会として経験・課題・解決策の共有、研修等の充実がますます必要と感じた。

## 第13分科会

所有者不明土地問題を解決するために  
～変わる！民法・不動産登記法改正のゆくえ

法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57期)



当分科会では、法制委員会主催で、法制審議会で検討が進められている民法・不動産登記法改正に関して、荒木里江委員長による挨拶の後、重要論点を中心にこれまでの議論の状況等について、法律相談形式を用いて、改正の趣旨を踏まえた詳しい解説を行った。

まず、沖隆一委員、稲村晃伸委員、木村真理子委員が、所有者不明土地の発生を抑制する方策としての所有権放棄、遺産分割の期間制限等について解説した。次に、廣畑牧人副委員長、前田昌代委員、当職が相隣関係に関する

改正点について解説した。さらに、児玉隆晴委員、岩田真由美副委員長、小松達成委員が、所有者不明土地問題対策としての相談時の登記の義務化、共有土地の管理者等について解説した。最後に、廣畑牧人副委員長から閉会挨拶が行われ、本分科会を終了した。

今回の改正は物権法の内容を大幅に変更する可能性を含むものであり、本分科会にも多数の会員に参加していただいた。法制委員会では今後も民法・不動産登記法改正の研修を実施していきたい。

## 第14分科会

## 新しい弁護士保険制度の展開

リーガル・アクセス・センター運営委員会研修員 星 英樹 (71期)



本分科会では、弁護士費用保険の現状及び将来や自動運転が弁護士費用保険に与える影響等について報告があった。

青山学院大学の山下典孝教授による基調報告では、自動運転の普及により、自動車保険における弁護士費用特約の利用件数は減少し、多種多様な弁護士費用保険へシフトしていくと思われること、それゆえ、保険制度について依頼者に適切に説明する義務が善管注意義務の一環として求められる可能性があるとのことのお話があった。

続いて、当委員会の石田智也副委員長から、一般民事事件や中小企業法務等を対象とする新たな弁護士費用保険が開発・販売されつつある現状について、報告がされた。

最後に、山下教授、石田副委員長及び当委員会の伊藤明彦副委員長の3名によるパネルディスカッションでは、すでに交通事故以外にも弁護士費用保険が広く活用されている海外の事例が紹介され、今後の弁護士費用保険の展開について考えるうえで参考となるお話を頂いた。

## 第15分科会

## 裁判官の人事評価・ちょっと覗いてみませんか！

裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 戸井川 岩夫 (43期)



下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度（最高裁規則2003年制定）及び人事評価制度（同2004年制定）における外部情報提供の現状等について赤羽宏委員長から概要の説明がなされた後で、参加者にプロジェクターを利用しクイズ形式（8問）で、議論の材料を提供しながら前記制度の周知を図った。クイズの結果からは、まだ十分な周知がなされていないところが浮き彫りとなった。

参加者のクイズに関連した質疑では、当委員会の役割や弁護士任官、法曹一元についても議論が及び、中山隆夫

委員（元福岡・広島各高裁長官）からはこの制度に寄せる期待など貴重なコメントをいただいた。改めて、より良き裁判官を育てるという観点から、裁判官の職務遂行に関する外部情報提供の位置づけについて考えさせられる議論となった。最後に藤村義徳委員が総括し、今後の当委員会の活動課題という点からも有意義な分科会となった。

## 第16分科会

### 「特定技能」による受入れの現状と弁護士実務

外国人の権利に関する委員会委員 渡邊 祐亮 (63期)



冒頭宮城知佳会員より、新たに創設された在留資格「特定技能」について、創設の背景、従前の在留資格との関係、在留資格該当性等に関する説明がされた。

その後、水谷賢弁護士（岡山弁護士会）より、主として使用者の側から見た特定技能制度に関する留意点（従前の在留資格とは異なり転職が可能であることを踏まえた雇用契約書、労働条件の定め方等々）について、実務経験に則した具体的な解説がされた。水谷賢弁護士は、外国人材受入れに関連する多様な法規について、人権保障を踏

まえた解釈適用をすることができる弁護士は、積極的に外国人材受入れに関与すべきであると語った。続いて、針ヶ谷健志会員は、特定技能の在留資格で日本に滞在し、就労する労働者の立場から、技能実習からの移行、家族の帯同可否、就労継続等具体的な場面ごとに想定される留意点について詳細に解説した。

## 第17分科会

### 「自衛権の限界」

～自衛隊の現状と個別的自衛権、専守防衛の関係

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)



憲法問題対策センターでは、名古屋学院大学の飯島滋明教授をお呼びし、敢えてご自身の立場でない政府見解を整理しつつ、現状の問題点を分析いただいた。

教授によると、政府は、戦後、自衛隊の装備と能力を徐々に拡大しつつも、一貫して専守防衛を掲げて海外派兵を拒否し、朝鮮戦争やベトナム戦争への参戦を防止したことについて一定の評価は可能であるとのことである。しかしまた、教授によると現在の政府は、憲法9条の下、従来からの「専守防衛」を維持するとしつつ、「集団的自衛権を容認

して「海外派兵型兵器」「敵基地攻撃能力」「米国防衛目的のミサイル防衛」を装備する論理矛盾を生じており、その論理矛盾を意に介せず確信犯的に行うのが特徴であるとのことである。

その他、国民保護ではなく領土と主権保護を任務とする旧軍からの体質が自衛隊に残っていること、新防衛大綱は日米安保上の義務を超えて政府が独走している可能性があること等を議論し、問題意識を共有する、濃密な研究会となった。

## 第18分科会

### 保釈の問題点と今後の動向

(刑事法対策特別委員会・刑事拘禁制度改革実現本部 共催)

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



- 1 長く九州大学において刑事訴訟法の教授を続け、現在は当会の会員であり、刑事拘禁制度改革実現本部の委員でもある大出良知会員を講師に迎え、保釈問題の歴史及び現在における状況及び、ゴーン被告人の保釈問題について分析して発表してもらった。
- 2 新刑事訴訟法制定直後では、被疑者は保釈されることが原則であった。現に1947年～1948年の法案の審議過程では初期には「証拠隠滅の虞」が保釈の除外事由に入っておらず、改正法律案において「証拠隠滅の虞」が、保釈の除外事由にされた。運用的にも当初は50%を超える高率の保釈率が維持されていたが、1970年代頃から保釈許可率が急落し、2003年には12.6%にまで落ちた。

- 3 ところで、平成14年8月19日最二小判及び平成17年3月9日最二小判において、最高裁が原決定を取り消し、破棄自判して保釈を認めた以降、最悪の状況を脱し、現在の保釈率も30%を超えるようになっている。  
上記2判決にも見られるように、裁判所は証拠隠滅の虞を抽象的にではなく、具体的な状況に応じて判断する場合も現れており、ゴーン被告の保釈の判断もその方向性の一つの現れである。
- 4 日本の刑事司法について「人質司法」と呼ばれて久しいが、裁判所の閉塞的な訴訟指揮を批判しながら、実務では上記判例などを参照し証拠隠滅の虞がないことを具体的に示していく必要がある。

## 全体討議

## 裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座 ～Teams・電子証拠など～

民事司法改革実現本部事務局次長 高梨 滋雄 (60期)

本年7月11日に東京弁護士会夏期合同研究・全体討議「裁判手続のIT化・ウェブ会議研修講座」を実施した。以下、これについて報告する。

全体討議は、第1部と第2部に分かれており、第1部では、当職が講師を務め、裁判手続のIT化・フェーズ1に会員が対応できるようにするための実践的な研修を実施した。

裁判手続のIT化とは、民事訴訟手続をインターネットなどのIT (Information Technology) を活用して実施することをいう。

この裁判手続のIT化の具体的内容は、諸外国の先例に照らせば、①書類及び証拠を電子情報で提出するe提出(e-Filing)、②裁判をウェブ会議で実施するe法廷(e-Court)、③裁判所が管理する事件記録や事件情報につき、訴訟当事者及び代理人がオンラインでアクセスできるe事件管理(e-Case Management)に分類することができる。

我が国における裁判手続のIT化については、現在、他国と比べると進んでいるとは言い難い状況にあり、世界銀行の2017年版Doing Businessの「裁判手続の自動化(IT化)」に関する項目では我が国に厳しい評価がなされている。

これを改善するため、2017年10月に内閣府に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、2018年3月30日に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー」が発表されている。これによれば、我が国の裁判手続のIT化を3つのフェーズ(段階)に分けて進めていくことが提案されている。まず、《フェーズ1》は、現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図っていく、次に、《フェーズ2》として、関係法令の改正により初めて実現可能となるものの新たな運用について、所要の法整備を行い、制度的実現を図っていく、さらに、最終段階である《フェーズ3》として、関係法令の改正とともにシステム・ITサポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図り、



e-Filingとe-Case Managementを含め、目指すべきIT化を制度・運用の両面で実現させるといふものである。

このフェーズ1の具体的内容は、マイクロソフトの「Teams」というソフトを使用したファイルの共有、ウェブ会議(テレビ電話会議)による争点整理である。2020年2月から知的財産高等裁判所の他、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の各高裁所在地の地方裁判所本庁において実施が予定されている。

研修では、このフェーズ1の実施の準備に向けて、まず、裁判手続のIT化の概略を説明したうえで、フェーズ1でのウェブ会議に必須であるPCソフト「Teams」の入手方法、機能、使用方法等について説明した。それから、昨年より東京三弁護士会と東京地方裁判所が協力してフェーズ1の模擬ウェブ会議を実施してきた経験を踏まえて、ウェブ会議(テレビ電話会議)による争点整理を、裁判長役・永島賢也副会長、書記官役・植草美穂会員、被告代理人役・山崎雄一郎会員、原告代理人役・高梨の配役で模擬実演した。

第2部は、電子メール、ワードなどの電子データの成立の真正の問題について櫻庭信之弁護士(IDF理事・第一東京弁護士会)に解説いただいた。電子データは紙の証拠と異なり、疑似原本の創出が容易であり、改ざんを見抜くのが困難となるため、原本データが生成・変更等される際にコンピュータが自動記録する付属情報(メタデータ)の確認が、真正の判断に不可欠であるとの指摘がなされた。

社会におけるIT、電子情報の活用の発達・普及に民事訴訟も対応しなければならないことを認識する全体討議になったのではないかとと思われる。

本年度夏期合研の全体討議の様子は、今後、東弁会員サイトににてご覧いただけるようにいたします。ストリーミング視聴が可能になりましたら、メールマガジン等でお知らせいたします。

